

## 第48回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和6年10月8日（火） 午前10時～

II 場所：ウィメンズパル 1階 多目的ホール

III 出席者

### 1 【出席委員16人】

二宮副会長、阿部委員、浅井委員、石川委員、稲吉委員、江良委員、小野田委員、黒沢委員、佐藤委員、田中（麻）委員、坪井委員、津村委員、中山委員、山崎委員、町田委員、田中（香）委員

### 2 【欠席委員8人】

石井会長、岩城委員、遠藤委員、鈴木委員、高橋委員、三尾委員、小尾委員、林委員、宮嶋委員

### 3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、児童相談法務担当課長、子ども家庭支援課長、放課後支援課長、教育指導課長、他担当職員、委託業者研究員

IV 次第

#### 1 開会

#### 2 委員紹介【資料1】

#### 3 議事

(1) (仮称)「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

ア 教育・保育に係る量の見込みと確保方策について 【資料2-1】

イ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について 【資料2-2】

(2) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況 【資料3】

(3) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 【資料4】

#### 4 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第48回）次第

資料1 第6期葛飾区子ども・子育て会議 委員名簿

資料2-1 教育・保育に係る量の見込みと確保方策（案）について

資料2-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）

資料3 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況

資料4 特定教育・保育施設等の定員の設定について

## VI 議事要旨

### 1 開会

---

#### 副会長

- 会長が不在のために副会長が進行する旨伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

#### 事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- WEB会議システム使用についての注意点を伝達。
- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。

### 2 委員紹介

---

#### 副会長

- この度新たに就任された委員の方がいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。
- 資料1として、子ども・子育て会議委員の一覧をご用意させていただきました。  
(委員の自己紹介)

### 3 議事

---

#### (1) (仮称)「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について

##### ア 教育・保育に係る量の見込みと確保方策について

---

#### 副会長

- 議事(1)のアについて、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

##### (資料2-1「教育・保育に係る量の見込みと確保方策(案)について」)

- 将来の人口推計及び昨年度実施いたしました「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」(以下ニーズ調査)の調査結果に基づき、必要利用定員総数、つまり量の見込みを算出しております。将来の人口推計については、先日開催いたしました子ども・子育て会議でご意見をいただいたところです。併せて、ニーズ調査の結果から、量の見込みを算出するための潜在的な家庭類型の割合についてもご報告させていただきました。将来の年齢別人口推計に、家庭類型の割合をかけあわせ、将来の家庭類型別児童数が算出されます。この将来の家庭類型別児童数に、ニーズ調査結果から教育・保育の利用意向率をかけることで、量の見込みが算出されます。
- 子ども・子育て会議作業部会にていただきましたご意見を踏まえ、量の見込みと確保方策(案)をお示しさせていただきます。資料の見方について、1ページ目は「教育に係る量の見込みと確保方策(案)」となります。ここでは、第1号認定及び第2号認定のうち、幼稚園及び認定こども園による教育を希望している方の次期計画期間における量の見込み及び確保方策をお示ししております。
- 参考資料4をご覧ください。国の定義している潜在的な家庭類型のうち、当てはまるタイプの推計児童数と利用意向率からニーズ量を算出しております。まず、第1号認定の量の見込みの算出方法ですが、家庭類型のうち、潜在タイプC、D、E及びFの4つの家庭類型にあてはまる3歳以上から、ニーズ調査において「平日定期的に利用したい教育・保育事業」に回答した方のうち、幼稚園または認定こども園と回答した方の割合を利用意向率としています。この利用意向率に、将来の家庭類型別児童数をかけた人数が量の見込みとなり、令和7年度なら2,214人、令和8年度なら2,108人となります。
- 第2号認定の教育の量の見込みの算出方法ですが、こちらは参考資料4に記載されている家庭類型のうち、潜在タイプA、B、C及びEの4つの家庭類型にあてはまる3歳以上から、ニーズ調査において「平日定期的に利用したい教育・保育事業」に回答した方のうち、幼稚

園と回答した方の割合を利用意向率としています。この利用意向率に、将来の家庭類型別児童数をかけた人数が量の見込みとなり、令和7年度なら767人、令和8年度なら732人となります。この第1号認定と第2号認定の教育の量の見込みを合算した人数が、必要利用定員数つまり量の見込みとなります。確保方策としましては、幼稚園及び認定こども園における第1号区分などでの確保となります。確保方策の人数は、資料の下段に記載しております令和6年5月1日現在の定員内訳の数値から、令和6年度中の増減を反映したものになります。教育・保育施設は、私立幼稚園（新制度）と認定こども園（第1号認定）の合算した定員2,601人に、幼稚園から認定こども園としての新制度に変更予定の青嶋幼稚園の269人と認定こども園すなはらの1人を加算し、葛飾しらゆり学園の175人を差し引いた2,696人となります。その他の人数は、旧制度幼稚園と公立幼稚園の合算した定員3,415人から青嶋幼稚園の305人と水元幼稚園の65人を差し引いた3,045人となっております。

- 続きまして2ページ「保育に係る量の見込みと確保方策（案）」についてご説明いたします。こちらについても先ほどご説明いたしました教育同様に、まずは第2号認定保育及び第3号認定の量の見込みの算出方法についてご説明いたします。まず、第2号認定保育の量の見込みの算出方法ですが、参考資料4に記載されている家庭類型のうち、潜在タイプA、B、C及びEの4つの家庭類型に当てはまる3歳以上から、ニーズ調査において「平日定期的に利用したい教育・保育事業」に回答された方のうち、認可保育所や認定こども園、認証保育所等の保育施設と回答した方の割合を利用意向率としています。この利用意向率に、将来の家庭類型別児童数をかけた人数が量の見込みとなり、区全域で令和7年度なら5,747人、令和8年度なら5,574人となります。また、第3号認定の量の見込みの算出方法ですが、こちらは参考資料4に記載されている家庭類型のうち、潜在タイプA、B、C及びEの4つの家庭類型にあてはまる0歳と1・2歳から、ニーズ調査において「平日定期的に利用したい教育・保育事業」に回答した方のうち、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業等の保育施設と回答した方の割合を利用意向率としています。また、0歳については、国の通知の「0歳児保育の量の見込み等について」における考え方を加味しています。この通知の趣旨は、「現在の育児休業取得状況」や「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者を考慮する内容となっております。この利用意向率に、将来の家庭類型別児童数をかけた人数が量の見込みとなり、令和7年度なら0歳で1,150人、1歳で1,971人、2歳で2,131人、令和8年度なら0歳で1,148人、1歳で1,962人、2歳で1,930人となります。
- ここから、東西南北地域別に、量の見込みと確保方策についてご説明いたします。なお、表の中の確保方策については、認可定員となっております。
- 東部地域について、計画上の数値は、必要利用定員数（量の見込み）と確保合計（予定定員）を比較しても、計画期間内は量の見込みを満たしております。
- 続いて、西部地域をご覧ください。令和7年度の量の見込み、確保合計を比較すると、第3号認定の0歳で量の見込み395人に対し予定定員375人と20人、令和8年度なら見込み399人に対し予定定員375人と24人の差が出ております。1歳以上の確保方策の状況から、新たな施設整備を行わない想定で令和7年4月現在の定員を確保方策と想定した場合、計画上このような数値となります。
- 続いて、南部地域をご覧ください。南部地域について、令和7年度の量の見込みと確保合計を比較すると、第3号認定の1歳で量の見込み603人に対し予定定員数587人と16人、令和8年度なら量の見込み605人に対し予定定員587人と18人の差が出ております。
- 最後に、北部地域をご覧ください。東部地域と同じく、計画期間内は量の見込みを満たしております。
- それでは、資料2ページの区全域をご覧ください。区全域で、次期計画の最終年度である令和11年度、表の一番右側の量の見込みと確保方策の差し引きを見ると、第2号保育の量の見込み5,002人に対し、確保方策が7,462人と2,460人の量の見込みより上回っております。第3号認定の0歳の量の見込み1,145人に対し、確保方策が1,201人と56人が量の見込みを上回っております。1歳の量の見込み1,936人に対し、確保方策が2,044人と108人が量の見込みを上回っております。2歳の量の見込み1,893人に対し、確保方策が2,318人と425人が量の見込みより上回っております。以上が、今回お示しする量の見込み（案）となります。

- ここで今回の量の見込み（案）をお示しするにあたり、作業部会でいただいたご意見をお伝えいたします。まず、作業部会では、事務局より2案提示させていただきました。資料のうち、右上に「ニーズ調査ベース」と表示されている参考資料2と「実績ベース」と表示されている参考資料3の量の見込みと確保方策の資料です。
- 参考資料2は、ニーズ調査に基づき算出した、量の見込みと確保方策に係る数値であり、参考資料3は比較検証する材料として、異なる角度から算出したものになります。
- 参考資料3は、実際の幼稚園、保育園等の入所状況について、令和3年度以降の過年度実績から増減の平均値を割り出し、令和7年度以降の計画期間を推計したものになります。1ページの教育また、2ページ以降の保育のいずれも量の見込みは確保合計を上回らないものの、あくまで在籍者数実績を基にした推計となります。
- 参考資料2と参考資料3とで、数値に開きがあり、例えば、東部や南部の1歳では参考資料3の実際の推移よりもニーズ調査による意向が強く出ている場合や、その逆に、東部の2歳や南部の満3歳以上のようにニーズが低く出ているものもあります。
- また、保育の量の見込みについて、申込者の中に一定数存在する「保留希望者」の存在についても課題として挙がりました。参考資料2のニーズ調査結果からの量の見込みは、回答者の意向から推測し積算しているため、実際にいる「保留希望者」を含んだ人数と考えられます。つまり、実際に希望している量の見込みよりも多くなっている可能性がある点です。
- 作業部会でご議論いただき、量の見込みに関する方向性について、ご意見いただいた内容を基に今回お示しする資料2-1を作成いたしました。作成に当たってのポイントを3点ご説明いたします。
- まず1点目は、ニーズ調査の結果数値を基に実績数値と比較し、量の見込みを補正いたしました。作業部会のご議論では、実績推移はあくまでも予測のため、ニーズ調査の結果は優先されるべきとの意見をいただきました。しかし一方で、あまりにも現実的でない推計値は考慮した方が良いとの意見もありました。
- 2点目は補正の幅についてです。計画の中間見直しでは、計画数値と実態とで10%の差がある場合、見直しをするという基準が国から示されておりました。そこで、参考資料2のニーズ調査の結果と参考資料3の実績からの推計を比較した上で、中間見直しの基準に当てはめ、10%以上の増減、つまり、差が見られる場合に補正を行いました。併せて「保留希望者」については、過去の申し込み状況を確認し補正いたしました。
- 3点目は補正の仕方についてです。東西南北の4地域について、量の見込みを推計しております。補正に当たっては、全地域一律に補正するのではなく、地域、支給認定区分、年齢をそれぞれニーズ調査結果、実績推計で比較し、ピンポイントに補正を行いました。
- 以上が、資料2-1でお示した量の見込みと確保方策（案）の作成経緯でございます。説明のとおり補正を行いました。課題もございます。資料2-1の4ページ西部地域の0歳、5ページの南部地域の1歳については、量の見込みと確保方策の差し引きにマイナス、つまり定員の不足が見られます。
- 参考資料1「0歳児・1歳児の定員不足分の対応について（案）」をご覧ください。ニーズ調査の結果を基に量の見込みを算出し、補正を行ってもなお定員が不足する0歳と1歳について、該当地域の他の年齢の量の見込みと確保定員の状況から新たな施設整備を実施するのではなく、ソフト面での施策にてニーズに対応したいと考えております。
- なお、計画期間中に量の見込みと実際の保育需要に大きな差があり、新たな施設整備等により保育定員を確保する必要がある場合は、計画の中間年を待たずに計画の見直しを行うこととします。
- それでは1の西部地域です。課題は、0歳児の保育定員不足の対応についてです。対応策は、公立保育園の0歳児利用定員の弾力的運用により対応します。私立保育園の運営事業者に協力を依頼し、利用定員の弾力的運用により定員確保を図ります。
- 続きまして2の南部地域で、課題は、1歳児の保育定員不足分の対応についてです。対応策は、公立保育園の1歳児利用定員の弾力的運用で対応します。私立保育園の運営事業者に協力を依頼し、利用定員の弾力的運用により定員の確保を図ります。
- 参考に3の0歳児及び1歳児の定期的な保育ニーズへの対応についてご説明いたします。上記1（2）、2（2）の対応策のほか、0歳児及び1歳児の定期的な保育ニーズに対応する

ため、以下の事業を行っております。0歳児・1歳児共通の事業は「ベビーシッター利用支援事業」「定期利用保育」、1歳児のみの事業は「私立保育園等1歳児等受入事業」です。以上により対応していくことを考えております。

- 今回、量の見込み案を作成いたしました。課題も含んでいると考えております。課題に対することを含めまして、本議題についてご意見をいただきたいと思っております。

#### **副会長**

- 事務局の説明についてご質問、ご意見を申し上げます。
- この度の量の見込みなど、教育・保育施設の関係の方とかなり関連があるのではないかとはいえませんがいかがでしょうか。

#### **委員**

- いま説明があった通り、確保の部分で不足してしまうというデータになってはいますが、利用者や地域の方々の理想の部分も含んでいるんじゃないかとか、いわゆる理想と現実みたいところで、これまでだんだんと子どもの数は減って行って、結局この令和6年度までも待機児は0で来ているという実態も踏まえて、ご提案ありました通り、保育所さんの方での弾力的運用ですとか、今後葛飾区の方では幼稚園が認定こども園化することに対して、特段妨げることは考えていませんということでしたので、私立幼稚園が2号、3号の受け皿になることも考えられるのかなと思っておりますので、基本的に異議はございません。

#### **副会長**

- 数字の差についてもご説明いただきましたが、1歳児のところの違いや過去の待機児童の問題等がありますので、区民としても気になるところが多いのではないかとと思われるのですが、保育園関係の方から一言よろしく申し上げます。

#### **委員**

- 量の見込みを見ていて、0歳児がどこの保育園も埋まらなくなっている状況で、資料2-1の2ページ区域全体というところで、3号0歳児1,104人というところがあると思っておりますが、1,104人埋まるのかどうかすごく気になっています。当園では、0歳児の定員を9名としていますが、今現在6名しか入っておらず、このところすごく苦戦しているのですが、そこは量の見込みっていうところ、数字の差といったところがどうなのかなと伺いたいです。

#### **子ども・子育て計画担当課長**

- 今お話しいただいた資料2-1で見ますと、令和7年度の確保総数1,104というところに対して、上段の必要総数を見ていただくと1,150ということで、少し多い形の予測を立てているところ。参考資料3が実績ベースからの推測にあたる部分になっております。こちらを見ていただきますと、先ほどの確保総数1,104に対して、量の見込みとしては1,095ということで確保よりも若干、量の見込みの方が少ないのかなというところで、今お話のとおりのような状況になると考えております。ただ一方で、参考資料2のアンケート調査から出しているニーズ調査ベースの資料でいきますと、同じ場所が1,104に対して1,169ということで、利用者の意向としては0歳児が少し高く出ています。そこをミックスした形でお出ししているのがこの補正をかけた後の資料という形になりますので、お話の通り、体感として埋まるのかなというところは実績ベースで見ると確かにおっしゃるところがあるのかなと思うのですが、我々としてはニーズ調査も踏まえた形での数字ということで、若干この確保方策よりは見込みの方が高いような状況というのも出ているのかなというふうに認識をしております。

#### **委員**

- 実績ベースの方が幼稚園や保育園の体感に近いということで、そちらを考慮した形で今回資料2-1、10%以内の補正ということで出していただきましたので、作業部会での意見も反映されていて、こちらでよろしいのではないかとはいえませんが。

#### **副会長**

- ありがとうございます。教育・保育施設関係者の中では作業部会等を通してかなり議論を重ねてきて、その結果このような数字を出してきたところですが、区民の立場からこの数字を見ていただいております。お気づきの点等があればご意見を伺います。いかがでしょうか。

#### **委員**

- 数のところは出していただいている内容でいいのかなと感じているところで、地域差というところが課題になってくるのかなと思っております。区民としては自分の家の近く、もしくは

最寄りの駅の近くで預けたいという気持ちがあつて、希望の園も偏って一部の園では定員を割るようなところもあつたりするので、そういった面で保育園の送迎の交通の整備であつたりとか、自転車補助もいただいておりますが、お一人だったとしてもそういう送迎の部分で何かフォローがあつたり、開園時間が少し前後、融通が効いたりというところがあると、少しずつ地域差も改善できるのかな、というふうに感じました。

#### 副会長

- ありがとうございます。区全体ではかなり調整をしていますが、どうしても課題があつたり、そういったところは今後の課題かなというところでは。

#### 委員

- 0歳児のパパ・ママの話を聴く機会がたくさんあつて、そういう中で保育園に入れなくて、そういう不安はあまり聴かなくて、逆に希望の園に入れるかどうかという話をよく聴きます。金町駅前からの送迎の話が出ていますと思いますが、あれはいつから始まるんですか。そういうのがあれば、駅前で預けて、園庭がある広いところとかそういう保育園に預けられるので、それはとてもいいなっていうのも聴いたことがあります。

#### 子ども・子育て計画担当課長

- 一応今年度予算として計上しておりますので、今年度中にモデル事業として金町から水元方面に送迎をするバスというのを1月の開設を目指して準備をしているところです。

#### 副会長

- 利用者のご家庭の希望にある程度合うように、しかしながら子どもの利益ですとか、保育の質の向上とか、そういった問題もあると思いますので、そのあたりもバランスよくきちんと確保できていけばいいかなと思います。この度の量の見込みの算出にあたっては、保留希望者と呼ばれる、とりあえず申し込んでいるけれども実際には入らない方々の希望もあり、ニーズの読み解きのところでかなり苦労しましたが、何とかこういった形で量の見込みなどの見通しがもてました。ご賛同いただいたということでもよろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

- それでは、次の議事へ

### (1) 「(仮称)葛飾区子ども総合計画」の策定について

#### イ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

---

#### 副会長

- 議事(1)のイについて、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

##### (資料2-2「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について」)

- 本件は前回の子ども・子育て会議及び作業部会において、算出の考え方や一部の事業を除いて算出した量の見込みと確保方策について説明をしたものです。今回は8月9日の子ども・子育て会議での委員のご意見を踏まえ、人口推計を算出する際にコロナの影響を受ける前の令和2年度の実績を除いていることから、地域子ども・子育て支援事業において令和2年度以前の実績を含めて過去の実績平均で量の見込みを算出した事業について、人口推計の算出の際の考え方と統一して改めて量の見込みを算出し直しました。また、先ほど議事(1)アで説明いたしました1号認定から3号認定の人数を踏まえて、量の見込みを算出する事業の見込み数を算出しましたのでご説明いたします。
- 資料2-2の1ページをご覧ください。こちらは、前回もお示しした総括表になります。今回は、この表の中の太枠で囲まれた2番、3番、4番、6番、7番、10番、13番、14番の事業について説明いたします。この総括表では13番の多様な主体の参入促進事業について説明いたしますのでご覧いただければと思います。令和9年度の量の見込み及び確保方策について、公立の二上保育園の民設民営化に伴う1件を予定してございます。
- 続きまして3ページから5ページは、これから説明する事業の前回お示しした量の見込み及び確保方策と、今回お示しする量の見込み及び確保方策の比較ができる新旧対照表となっておりますので、後ほど参考にご覧ください。

- それでは6ページの「量の見込みと確保方策の算出方法について（変更箇所抜粋）」をご覧ください。この資料において、網掛けされている箇所が前回からの変更点となります。
- 2「時間外保育事業」から変更点を説明いたします。一番上に記載の過去3カ年実績に記載の時間外保育事業利用率について、前回は令和2年度を含む過去4カ年の平均値30.26%としておりましたが、人口推計の考え方を踏まえまして、令和3年度からの令和5年度の平均値30.51%を令和7年度から令和11年度の2号3号認定の見込み数にかけて、令和7年度から令和11年度の量の見込みを推計いたしました。
- 次に、3「放課後児童健全育成事業」をご覧ください。8ページの一番上に記載の区立小学校在籍児童数と6歳から11歳人口の比較において、前回は過去5カ年の平均値95.77%としておりましたが、人口推計の考え方を踏まえまして、令和3年度から過去4カ年の平均値95.85%を、令和7年度から令和11年度の6歳から11歳の推計人口にかけて令和7年度から令和11年度の区立小学校在籍児童数を推計しました。9ページをご覧ください。一番上に今後5年間の量の見込みを記載しております。先ほど説明した6歳から11歳人口の比率と区立小学校在籍児童数が変更となったことから、利用希望人数が変更となりました。前回もご説明いたしましたが、学童保育クラブについては、原則学校の改築などに合わせて敷地内に整備していることから、量の見込みについては、その最大値である令和11年度の5,867人を令和7年度から令和11年度の量の見込みとし、令和11年度の量の見込みに向けた計画的な確保方策を設定しております。今回、一番下に記載の令和11年度の確保方策が変更となりました。なお、国の手引きでは量の見込みにおける学年ごとの人数を算出することとなっているため、下から2つ目の量の見込みの表のとおり、こちらも令和2年度を除く過去4カ年の平均から児童の構成比を算出し、量の見込みにかけて学年ごとの人数を算出しております。
- 次に10ページの4「子育て短期支援事業」をご覧ください。ショートステイ事業とトワイライトステイ事業について、前回は今後5年間の量の見込みを過去5年の実績で最大値となる令和5年度の実績に、過去5年の伸び率平均をかけて今後5年間の量の見込みを算出しておりますが、人口推計の考え方を踏まえまして、令和5年度の実績に中段に記載の過去2年の伸び率平均をかけて今後5年間の量の見込みを算出したことから、それぞれの事業で一番下の表に記載の量の見込みが変更となっております。なお11ページに記載の確保方策については前回と同様に算出し直した量の見込みを上回る確保方策となっていることから、今回変更はございません。
- 次に12ページの6「一時預かり事業」をご覧ください。一番下に記載の幼稚園等の通年型預かり保育の今後5年間の量の見込みについて、令和7年度から令和11年度の1号認定の見込み数に利用率見込みをかけて、令和7年度から令和11年度の通年型預かり保育の延べ利用者数見込みを推計しました。また、通年型預かり保育の延べ利用者数見込みに通年型預かり保育のうち、定期利用が占める割合の見込みをかけて定期利用保育の延べ利用者数見込みを推計しました。13ページをご覧ください。確保方策について、延べ人数は現在の実施施設数に直近の1施設当たりの延べ利用者数最大値をかけて算出し、施設数は現在の実施施設数としております。14ページの中段の表をご覧ください。保育所等の一時保育の今後5年間の量の見込みについて、令和7年度から令和11年度の0歳から5歳の人口推計から2号3号認定の見込み数を差し引いて、対象者見込みを算出し利用率見込みをかけて、令和7年度から令和11年度の一時保育の量の見込みを推計いたしました。一番下の確保方策については、延べ人数は現在の実施箇所数に開所日数と定員数をかけて算出し、施設数は実施見込み箇所数としております。
- 次に、15ページの7「病児・病後児保育事業」をご覧ください。真ん中に記載の病後児保育の今後5年間の量の見込みについて、令和7年度から令和11年度の1号から3号認定の見込み数を足した上で、利用率見込みをかけて、令和7年度から令和11年度の量の見込みを推計いたしました。16ページの一番上に記載の病児保育の今後5年間の量の見込みについて、令和7年度から令和11年度の1号から3号認定の見込み数と6歳から8歳人口の推計値を足した上で、利用率見込みをかけて、令和7年度から令和11年度の量の見込みを推計いたしました。確保方策につきましては、現在の実施施設数と定員数としています。
- 次に資料17ページの10「養育支援訪問事業」をご覧ください。前回は過去5カ年の利用延べ人員が年度により利用者数の推移のばらつきが大きくなっているため、今後5年間の量の見

込みは、過去5年の平均利用延べ人員により算出しておりましたが、今後5年間の量の見込みを人口推計の考え方を踏まえまして、上から2つ目の表の通り過去3年の平均利用延べ人員により算出したことから、量の見込みが変更となっております。確保方策につきましては、量の見込みに応じた事業者数としており、前回と変更はございません。

- 次に資料18ページの14「子育て世帯訪問支援事業」をご覧ください。本事業の量の見込みは児童相談をしている世帯のうち育児支援訪問事業を利用している世帯を利用が望ましい世帯とし、その実績等をもとに国の算出式に当てはめて算出をしておりました。今回はこの計算式のうち19ページの⑤平均利用日数について、育児支援訪問事業の令和2年度以前を含む過去5カ年の実績を参考に算出しておりましたが、人口推計の考え方を踏まえまして、令和3年度以降の過去3カ年の実績を参考に算出したことにより、20ページの⑥に記載の、今後5年間の量の見込みと同数としている確保方策が変更となっております。資料の説明は以上ですが、最後に委員の皆様へ情報提供をしたいと存じます。先日、国の方で子ども・子育て支援法等の一部改正が行われ、乳幼児等通園支援事業である、いわゆるこども誰でも通園制度などの3事業が新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。国からは、今後手引きの改定版を発出するとの情報提供がありましたので、その手引きが示され次第委員の皆様へ情報提供をさせていただくとともに、量の見込みと確保方策について検討していきたいと考えてございます。

#### **副会長**

- ただいまの事務局の説明について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
- 今ご説明があったのは、いわゆる地域子ども・子育て支援と呼ばれる分野に関するものですが、過去コロナ禍の中でかなり利用量が増減した分野です。保育園や幼稚園と違いまして必ずしも行かなければならないというところでもないところで、そのあたりがかなり増減しまして、それを踏まえつつ今後に向けてどれだけのものを確保していくかというところが作業部会などで議論になったところなのですが、地域子ども・子育て支援に関していいますと、平常に戻ってきたのはこの1、2年くらいなので、過去5年というところで予測を立てていくとかなり数字がブレてしまうというところで、そのあたり、補正をかけながらこのような数字を算出したところですが、それと新しくできた事業につきましてはまだ国の方から方針が示されていないという、そういったなかなか過去の実績と、それからこれからの見通しというのが今はっきりしない中で、なんとか推計してこのように見込みを出してきたところですが、これに対して何かご意見などございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### **委員**

- 最後に情報提供いただきました国のこども誰でも通園制度とかそういったものがこれから示されるということでしたが、それに伴ってまたこの計画の変更とかそういった会議等はあるのでしょうか。

#### **子ども・子育て計画担当課長**

- 資料2-2でお示しをしているような形で数字等を設定しなさい、ということになってくると思うんですけども、それについてどういった計算方法とか、どういった中身の捉え方をするかというところの手引きが出ていない状況にはなりますが、これを示された段階でこの中に入れていくことになっていくと思いますので、その段階で皆様の方に追記してお示しすることになるかと思っております。

#### **委員**

- この中にわくわくチャレンジ広場は入っていないのでしょうか。

#### **子ども・子育て計画担当課長**

- この中には入ってございません。国の方から示されている事業というのが、今こちらに記載されている16の事業になりまして、それについては目標値とそれに対する確保をやっていきなさい、ということを示されていますので、それに基づいてこの事業を設定して数を予測し、さらに区としてどれくらい確保していくかというところを、5年間の目標を立てているといった形でお知らせさせていただいているものでございます。

#### **委員**

- ここで触れるのがふさわしくないのかもしれないんですが、要望としてお伝えさせていただきたいと思っております。資料2-2の1ページ。子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイ

ライトステイとございますが、確保方策が量の見込みを上回っておりますので、見られる方は十分足りているというふうに見られるかなと思うんですけども、ただちょっとハード面もソフト面も今の現状でだいぶ無理のある契約かなというふうに思っております。現在でも最大値だと思っております。お子さんの安全が守られる現実的な契約にしないとと思って、働きかけも行っているところなんです、このような形にもなっているのでそのあたり、またご相談させていただきながら柔軟に対応していただきたいなと思っております。なので数字だけを見ると見誤ることもあるのかなと感じるので、そのあたり中間などで見直しをすることも検討いただければと思います。

#### 副会長

- 児童養護施設として入所されているお子さんを見ながら、同時にショートステイやトワイライトステイといった一時的にお預かりをするという、そういった事業になっているんですがそのあたりについて何かございますか。

#### 子ども家庭支援課長

- ショートステイの希望者が年々増えている状況の中で、今年度5人宿泊できるところ6人に増やしていただき、とても柔軟に対応していただいているところです。希望者自体は増えているので、今後、別の施設でも枠を増やしていくということも検討はしていくということで考えております。安全が守られるようにと思っています。

#### 副会長

- 保育所の方でも一時保育という形でこども誰でも通園制度とはちょっと違う形で預かりとかあると思うんですけどもそのあたりいかがでしょうか。

#### 委員

- 私の保育園で一時預かりをやっていないので、そのあたりは分からないのですが、今、これを見ていて、病児・病後児事業についてお話しさせていただきたいんですけども、こちらの方に令和3年度以降2.42から4.27の範囲で利用率が増減しているということが書かれているんですけども、現場の方としましては、利用したい方がすごく増えていらっしゃるような感じがしています。ただこれは定員が少ないのと、予約制だということで保護者の方はとても使いづらく、希望を出しても通ったことがないので諦めていますという方が大勢散見されるので、もう少し利用しやすいような制度というか、取組をしていただけたら、保護者の方たちは便利に利用できるのではないかなと感じています。

#### 子育て施設支援課長

- おっしゃっていただいたような報告や、保護者さんにお手間があるような制度になっているという声も少し聴いているところですが、一方でお預かりする方としてはお子さんの安全性を確保しなければならないということもありますので、向上させる取組ができるところは、引き続き働きかけていきたいと思っておりますが、一方で安全性の確保という面も少し目を向けていただけるとありがたいなと思っております。

#### 副会長

- 他にご意見、ご質問がなければ次の議事へ進みます。

## (2) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

---

#### 副会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

##### (資料3「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況」)

- 1ページ目は「保育の確保状況」についてです。第二期計画の見直し計画において定めました、保育に係る量の見込みと確保方策について、計画値と現状がどのようになっているかについて区全域の状況をまとめております。資料中段の太枠部分、「現状(令和6年4月〈C〉)」という欄が、令和6年4月時点の保育定員数となっております。認可保育所・認定こども園等からなる「教育・保育施設」、小規模保育や保育ママ等からなる「地域型保育事業」、認証保育所等にあたる「その他」を含め、合計で13,006人の定員数となっております。この定員数は、前年から比べると、1つ下の「前年比〈C-B〉」の表に記載のとおり、合

計で7人の定員減となっております。第二期計画の達成状況といたしましては、令和5年度の確保方策の計画値、表の最上段に記載しております「計画値（令和5年度確保方策〈A〉）」の合計13,044人に対しまして、現状における過不足は、一番下の表「過不足〈C-A〉」の38人が計画値よりも不足したことになっており、計画値を未達成の状況にあります。しかしながら、本区では令和6年4月も含め4年連続で待機児童ゼロを達成しており、現状の確保定員で実際の保育需要をまかなえていると考えております。続きまして2ページをご覧ください。こちらは、先ほどの区全域の数値につきまして、第二期計画で定めました保育に係る提供区域である、東西南北別に表した表となっております。こちら東部を除き計画値を未達成の状況にありますが、先ほど区全域で説明したとおり、現状の確保定員で実際の保育需要をまかなえていると考えております。

- 続きまして4ページ目をご覧ください。こちらは第二期計画における「地域子ども・子育て支援事業」、いわゆる法定13事業の実施状況を表したものです。なお、目標の達成率は第二期計画の中間見直し後の目標値をベースとしております。ここでは、主な状況についてご説明いたします。1「利用者支援事業」につきましては、令和4年度と比べて1カ所増加し、16カ所で、達成率は123.1%となっております。続いて13「多様な主体の参入促進事業」につきましては、累計数で見ると達成率は47.6%となっておりますが、現状の確保定員で実際の保育需要をまかなえているため、令和6年度の目標値は0件としており、達成率は100%となっております。本事業は、中間見直しでは見直しを行わず、二期計画においては令和4年度までに21施設で保育定員の確保を行う予定でした。このため、令和6年度の目標値は0件となっております。参考にカッコ書きで累計件数を記載しております。
- 続きまして5ページ目をご覧ください。こちらは、第二期計画の新規事業について、その状況を記載したものです。ここでは、主な事業についてご説明いたします。まず、番号1-1-13「ベビーシッター利用支援事業」でございます。対象者確認書を27名に送付し、11名に利用料の一部助成を行いました。そのうち10名の方に交通費の助成を行いました。次に番号1-3-12「指導検査体制の強化」でございます。令和5年10月に児童相談所を設置したことに伴い、児童福祉法に基づく指導検査権限が都から委譲されたため、実施施設に認可保育所、認可外保育施設、児童養護施設及び母子生活支援施設を加えて実施いたしました。次に、番号2-2-8「若者支援体制の整備」でございます。令和5年5月にくらしのまるごと相談窓口が開設され、相談場所が増えたことで相談件数は昨年度を下回り348件となっております。次に番号4-2-7「妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり」でございます。妊産婦・乳幼児避難所の開設場所を子ども未来プラザ及び基幹児童館と位置付け、マニュアルの整備をいたしました。続いて6ページ、番号5-2-22「子ども・若者活動団体支援」でございます。東京都の補助金を活用して助成額を増額したことや、新たに4団体が活動を開始したことにより、助成金交付件数は69件となりました。次に、番号6-1-9「児童相談所の設置」でございます。令和5年10月に児童相談所を開設し、児童虐待や養育困難な子どもと家庭に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関との連携を通じた支援や専門知識を活用した支援に取り組み、相談件数は1,137件となりました。
- 続きまして7ページをご覧ください。こちらは、第二期計画に記載されている各事業の一覧、実施状況でございます。各事業につきまして、令和4年度と比較して実績が大きく増減している場合がございますが、その状況については備考欄に記載してございます。こちらの達成状況一覧につきましては、資料として後ほどご覧ください。

#### 副会長

- ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### 委員

- 3点質問があります。まず、新規事業実施状況について確認です。妊産婦・乳幼児の避難所のところ。ママが妊娠していて乳幼児がいる家庭はパパも入れるんですか。家族とか書いていなかったのが妊産婦と乳幼児だけなのかなとか、引き離されるのかなとか思ったりしました。

#### 子育て政策課長

- 家族という単位とは捉えておまして、運営の方にもご協力いただきたいという部分は承知しております。一方で、例えば授乳をしたりとかそういったところで安心して過ごせるよう

なスペースというのでも確保しないといけないので、入れるスペースについてちょっと工夫をしたり、ご協力をいただいたり、みたいなことは考えておりますので、そのあたりは区民の皆さんと共有していければと思っています。

#### **委員**

- 安心しました。あと2点、子どもの権利条例が制定されて子どもの声を聴くということで書いてあると思うのですが、それを支援事業や総合計画とかに具体化していったりするのですか。
- 子どもの権利委員会というのを設置しようとしていると思うんですけど、その役割とか権限、どこまでこちらに関わってくるのか等、そのあたりお伺いできればと思うのですが。

#### **子ども・子育て計画担当課長**

- 子どもの声を聴く取組というところですが、こちらは現計画の新規事業ということでお出ししているんですけども、次の総合計画のところには当然入れていくものかなと思っており、その中で現在検討しているところですよ。
- 権利委員会については、今年度から立ち上げができないかということで、権利条例ができたことによる区の推進状況をチェックしていただくような会議体を今検討しております。中身としましては、区がその条例に基づいて行っている取組について確認をしていただき足りない部分があればご指摘いただくとかその辺りを想定しておりますので、また立ち上げ等がありましたら情報提供させていただければと考えております。

#### **委員**

- 6ページの6-2-6「居宅訪問型児童発達支援事業」のことが触れられていて、令和5年度は1名の自宅に訪問し、月2回の支援を提供したということが出ていますけれども、これだけなのかなというちょっと素朴な疑問がありました。知的とか精神とか、そういった子どもたちへの支援事業について、今日何もかもお答えをいただくとかは全然考えていなくて、私自身も他の自治体の発達障害児に対する施策について調べているところなので、ある程度私がお質問させていただいて、こちらにお願いしたりいろいろ考えているところなんですけれども、答えられる範囲だけで、障害児について何か施策や計画しているものがあるのであればお聴かせいただきたいと思いました。

#### **子ども・子育て計画担当課長**

- 今お話しいただいた部分につきましては、令和5年度の新規事業ということで、取り上げているものになります。当然、他のところも事業として実施している部分がありますので、既に実施しているものにつきましては、7ページ以降のところでも記載がありますので、ご覧いただきたいです。それから今後どのような計画として位置づけていくかという部分につきましては、次回11月の会議の際に総合計画の素案という形でお話をさせていただく形になっております。そこに記載されている事業をご覧いただき、そこに対してまたご意見等があればいただければと思っていますので、新たな部分につきましては、次回をお待ちいただければと思っています。

#### **副会長**

- 保育現場や学童の現場でもそうだと思いますが、いわゆる障害児というよりは、普通のお子さんの中に少し気になる子が混じっている。お子さんとご家族にとっての問題もあるかもしれませんが、事業者側にとってもそうした方に対して配慮しながらやっていくところが課題となっております。そうしたときに、障害分野は別の会議体があるので、この子ども・子育て会議の中に障害児分野がなかなか入ってこないというか、連携を取りながらやっていくところなんですけれども、なかなかそれが見えにくいことと、区民目線から見たときにどうしても発達障害の方とかが計画の中に入っていないのではないかなという見え方になってしまうところが一つの課題かなと思っています。次の計画のところでもその辺りを少し勘案しながらできればというふうに思っているところです。

#### **副会長**

- 11ページの1-3-12「指導検査体制の強化」の保育の質の部分ですけれども、施設の質の安全確保のために指導・検査体制の強化というところがございまして、こちらの件数を見ると増えているのは悪いことではなく、しっかり監査や指導していて良いことだというふうに、私は捉えているんですけど、今ようやく待機児童の問題が解消に向かひまして、これからは質

の問題を問うていくという、そういった時代に入っていきと思います。ここでいうところの指導検査実施というの、本当に基準すれすれとか、そういったところでの指導體制とか検査とかそういったところであるのか、あるいはもう少し質の部分ですね、そのところについて、もう少し質を上げるために、確保というより上げるための方策として何かこうしたものというのは、今後の課題も含めてどのように考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

#### 子育て施設支援課長

- 数が増えているというのは、対象施設が増えたために実施数が増えたというものでございます。質の観点では、指導検査自体は、国が定めている基準を満たしているかどうかということをお調べするものになりますので、そのチェックをしているところではあるんですけども、併せて、何か保育園・幼稚園さんからご質問があったりした場合には助言をするということもしておりますし、実際に保育の現場も保育の様子も見させていただいているので、こちらからこういうふうにするといういいんじゃないですかね。というようなお話をしたりですか、コミュニケーションを取りながらより良い保育をしていくという観点でも、助言などはさせていただいている、という状況でございます。

#### 副会長

- ありがとうございます。海外なんかですとよく保育の指導を図るスケールとかを使います。それをもとに監査を行って、今でいうと第三者評価に近いものだと思いますが、保育の質を厳密にした項目を使って評価を行い、それを公表していくという形で保護者の方に伝えていく、市民に伝えていく取組もされていて、こども家庭庁ではそういった取組なんかも少しずつ入れていったりすることも検討しているところですね。そういったもう少し質のところですね。そういったところも園任せするのではなく、しっかり第三者的な目線ですとか、そういったものを入れながら今後やっていければいいのかなと思いました。

#### 子育て施設支援課長

- ありがとうございます。おっしゃっていただいた国が定める尺度、区が定める尺度ということまでは行かないんですけども、第三者評価の仕組み自体は保育施設にもございますので、その第三者評価に係る経費の支援をしつつ、実際に園で第三者評価を実施していただいているところがございます。その第三者評価の中に、保護者の方にその声を聴くというような項目もありまして、結果が実際にどうだったかというのもホームページに掲載されているというような状況で、区としても都としてもやっている、というような状況でございます。

#### 副会長

- ありがとうございました。ほかにご意見等なければ次の議題に行きたいと思っております。

### (3) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

#### 副会長

- 次に議事(3)について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

##### (資料4「特定教育・保育施設等の利用定員の設定について」)

- 子ども・子育て支援法において、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関に意見を聴かなければならない、とされております。今回ご意見をお伺いするものは、No.1の「(仮称)幼稚園型認定こども園 青鳩幼稚園」の利用定員の設定についてです。
- 青鳩幼稚園は現在、従来型の幼稚園として運営しておりますが、就学前の教育・保育のニーズが多様化していることに対し、地域の子育てを継続的に支援しつつ、社会的なニーズに応えるべく、以前から認定こども園への移行の検討を重ねており、今般、令和7年4月1日に幼稚園型認定こども園へ移行することとなったものです。
- 所在地につきましては、現在の青鳩幼稚園と同じ場所で、施設整備を伴わずに幼稚園型認定こども園に移行するものとなります。これまでの従来型幼稚園との大きな違いは、認定こども園として保育所機能が付加されることにより、教育時間以外に保育時間が設けられまして、1号・2号認定の利用定員を設定するところがございます。利用定員の設定につきましては、

資料4の表の枠外に【参考】として記載しております現在の収容定員の範囲内で設定をいたしまして、2号認定は3歳～5歳で各12人。1号認定は満3歳10人、3歳50人、4・5歳各80人となっております。この定員設定は、現在の在籍児童や将来的な入園見込みを勘案し、園の職員体制も含めて検討した結果の定員数となっております。

**副会長**

○ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。

## 5 閉会

---

**副会長**

○最後に、事務局より連絡事項があります。

**事務局**

○次回の子ども・子育て会議は11月13日（水）13時から予定しております。詳細が決まり次第、開催通知をもってご連絡いたします。

**副会長**

○本日はかなり分厚い資料を読み解くのが大変だったと思いますが、ご質問やご意見等がなければ本日はこれで閉会させていただきたいと思います。長時間のご協力ありがとうございます。